**平成２２年（フ）第３８５号**
広島県福山市神辺町大字川南1630番地８
債務者　藤井　澄子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３８６号**
広島県福山市千代田町１丁目14番33号　宇田住宅、住民票上の住所広島県福山市新涯町５丁目10番17号、旧住所広島県福山市南手城町一丁目11番20―601号
債務者　光枝　由美
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３９０号**
広島県福山市曙町４丁目14番35号　笹川アパート２号
債務者　宮元　君枝
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３９１号**
広島県福山市北本庄２丁目13番24―８号　グリーンハイツタカタ201、旧住所広島県福山市新涯町５丁目４番43号
債務者　井土　敬子
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３９２号**
広島県福山市三吉町南１丁目15番６号　タウンハイツ202、旧住所広島県世羅郡世羅町大字西上原97番地１
債務者　火山美佳子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２９７号**
青森県平川市新屋福嶋34番地１
債務者　丹代　ユリ
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第３２０号**
神奈川県横須賀市西逸見町２丁目12番地
債務者　恩田　　進
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３４３号**
神奈川県横須賀市馬堀町２丁目４番９号　エクレール130―303
債務者　中居　　浩
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３５４号**
神奈川県横須賀市野比３丁目29番26―３号
債務者　浅井　聖子（旧姓重富）
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３５７号**
神奈川県横須賀市浜見台１―３―２　グリーンヒルズ追浜705号、住民票上の住所神奈川県横須賀市阿部倉14番16号　サニーコート101
債務者　吉村　弘子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第２号**
神奈川県逗子市沼間１丁目２番６号
債務者　小池　真樹
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１０２号**
京都府亀岡市千代川町北ノ庄上条２番地２
債務者　俣野　隼也
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第３３１５号**
横浜市都筑区荏田南２丁目17番11―201号
債務者　舟岡まゆみ
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３９７号**
横浜市鶴見区馬場１丁目９番30号　アルファメゾン３番館１―Ｇ号室
債務者　武者　浩夫
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４８７号**
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　県公社笹山団地102棟103号
債務者　竹内　康博
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３５５２号**
横浜市青葉区みたけ台23番地４　ユービルみたけ台203
債務者　代田　正江
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部